

平田地区
復興まちづくり協議会・地権者連絡会

令和2年6月29日
18:30～

開催場所：平田集会所

次 第

- 1 市長からの挨拶
- 2 本日の趣旨とこれまでのふりかえり
- 3 上平田川水門の整備工事について
- 4 下平田水門周辺の造成工事について
- 5 街区公園の整備について
- 6 土地区画整理事業の換地処分に向けて（今後の流れ）
- 7 仮設住宅の解体スケジュールについて
- 8 下水道受益者負担金について
- 9 砂防激甚災害対策特別緊急事業の事業概要について
- 10 意見交換

1. 市長からの挨拶

2. 本日の趣旨とこれまでのふりかえり

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。
今回の復興まちづくり協議会で特にご説明したい点は以下のとおりです。

- 上平田川水門の整備工事について
- 下平田水門周辺の造成工事について
- 街区公園の整備について
- 土地区画整理事業の換地処分に向けて（今後の流れ）

平田地区では「復興まちづくり協議会・地権者連絡会」を、これまで10回開催させていただいており、その中の主だった項目を御説明いたします。

- 平成25年6月30日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会
- 平成25年9月26日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会
- 平成26年5月30日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会
- 平成26年8月28日 工事説明会
- 平成26年12月14日 公開試験盛土見学会
- 平成27年3月10日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会
- 平成27年11月21日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会
- 平成28年3月17日 工事説明会
- 平成29年1月27日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会
- 平成29年10月20日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会
- 平成30年1月26日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会

- 平成30年8月31日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会
- 平成31年1月17日 工事説明会（旧釜石商業高校跡地周辺の道路拡幅工事）
- 令和元年10月10日 工事進捗状況説明会
- 令和元年12月23日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会
 - ・上平田川水門の整備について
 - ・旧釜石商業高校周辺の道路の整備について
 - ・宅地の整備状況について
 - ・土地区画整理事業の換地処分に向けて（今後の流れ）
- 令和2年1月10日 街区公園整備説明会・意見交換会（1回目）
- 令和2年3月27日 街区公園整備説明会・意見交換会（2回目）
- 令和2年4月19日 街区公園整備説明会・意見交換会（3回目）
- 令和2年6月29日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会（今回）

平田地区の計画図

【計画の考え方】

◆安全・安心の確保

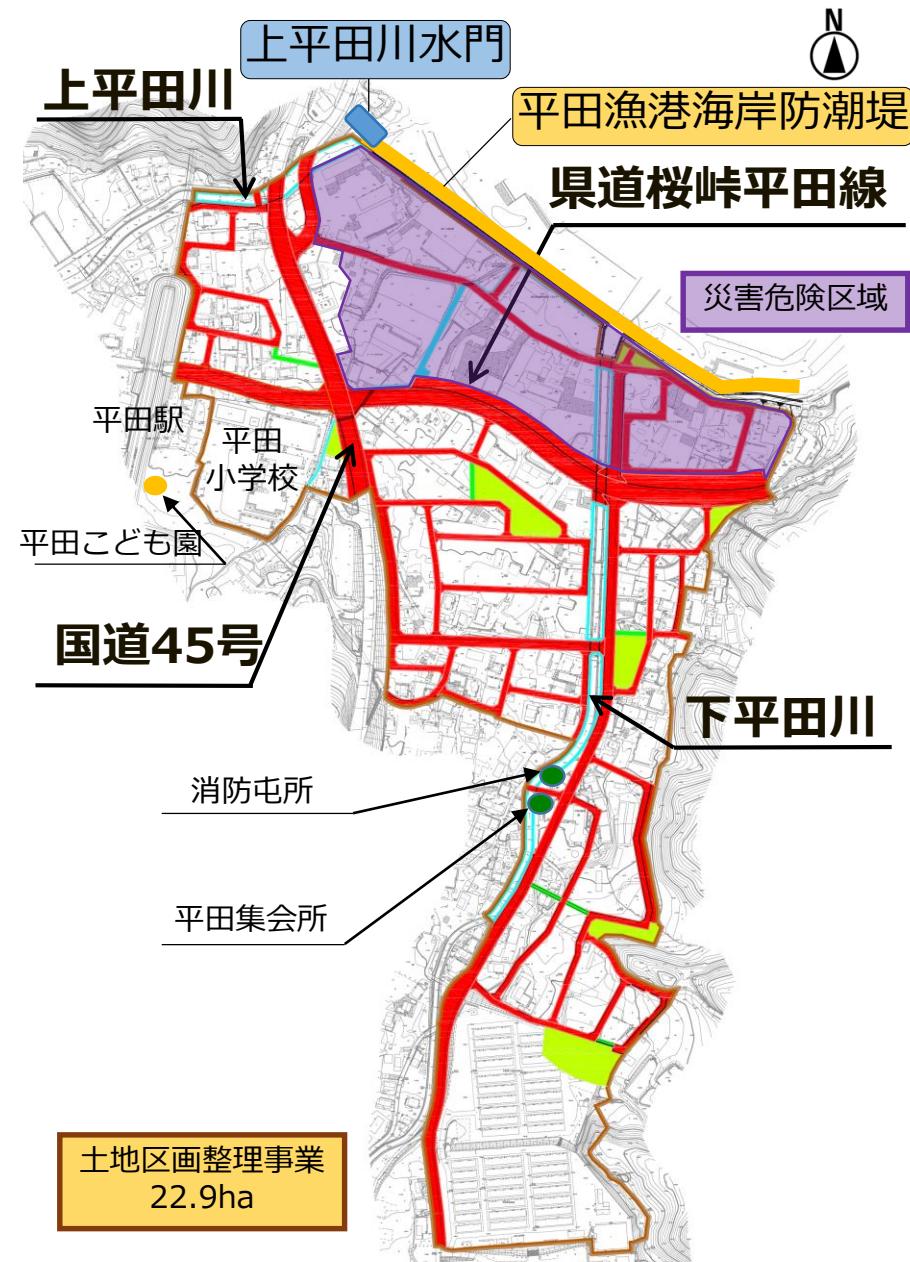
- ①施工後の県道桜峠平田線より南側については最大5m程度かさ上げ。
- ②国道45号を最大2m程度かさ上げ。(宅地は平均0.8mのかさ上げ)
- ③下平田川沿いの南北方向に9mの生活道路(区画道路)を整備するとともに、全ての宅地が区画道路に接道するように配置
- ④水門及び防潮堤(標高6.1m)を整備
- ⑤市民の憩いの場を提供するための公園整備
- ⑥道路整備に併せて上下水道施設を整備
- ⑦避難路・避難場所の整備
- ⑧見守り等地域ネットワークの構築
- ⑨ごみ箱の整備
- ⑩街路灯・防犯灯の整備
- ⑪消火栓・防火水槽の設置

◆公共施設等の整備

- ①生活応援センター、平田こども園、集会施設、消防屯所の整備
- ②駐在所の移設(上平田へ)
- ③岩手大学水産システム学コース・水産系大学院の設置
- ④岩手県立釜石祥雲支援学校の移設候補地

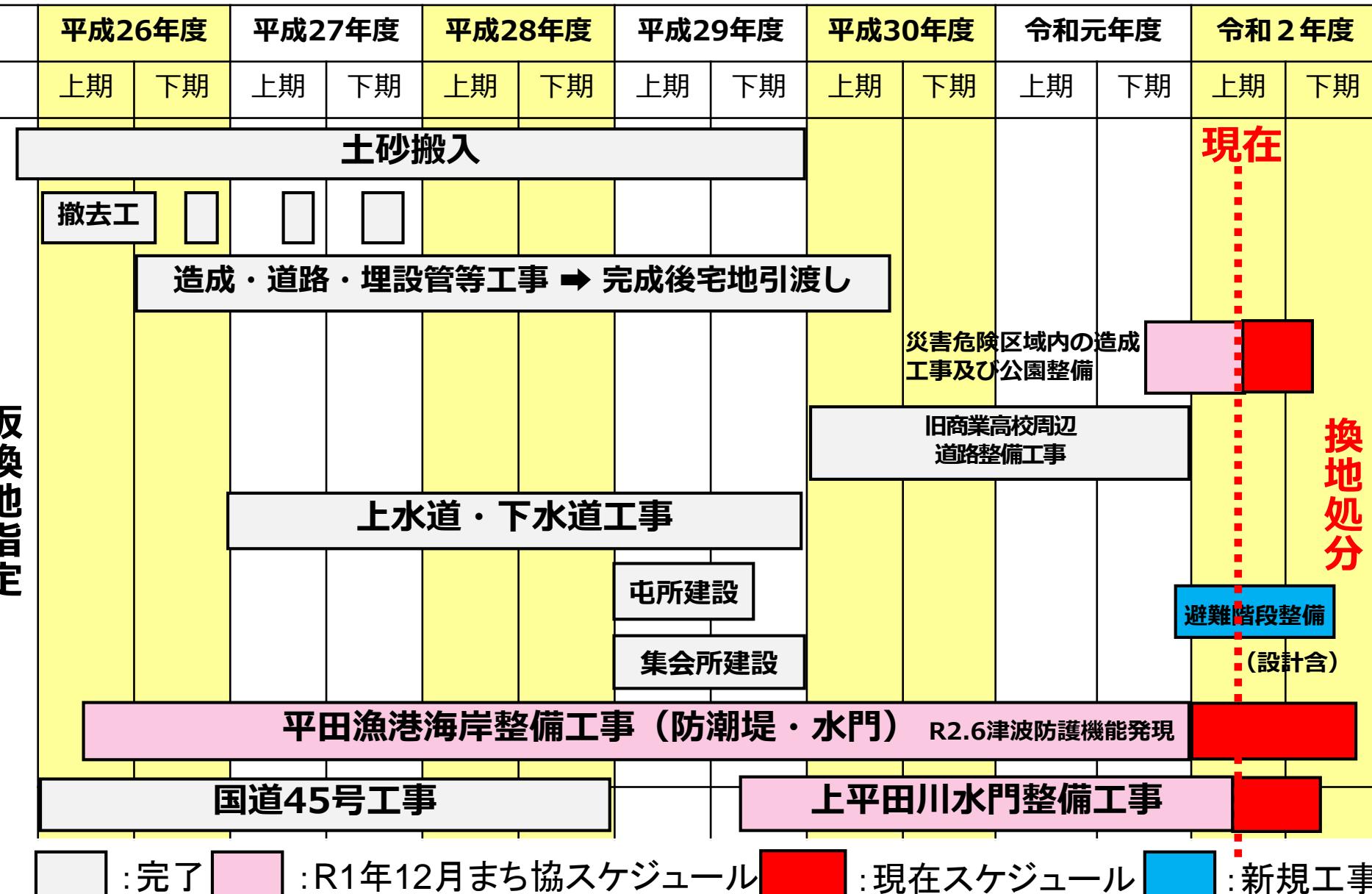
◆産業の再生

- ①漁港の復旧、漁港施設の整備、漁船の確保、養殖漁場や漁業関連施設等整備



全体のスケジュール

平田地区



※ 状況に応じて変更することがあります。

3. 上平田川水門の整備について

上平田川水門工事の整備スケジュールについて

- 上平田川水門の工事完了時期は、令和2年10月となる予定です。

【遅延理由】

- ・令和元年台風第19号被害により、上平田川の河床に大量の土砂等が堆積したことから、当初予定よりも広範囲で土砂撤去する工事としたため、工期に遅れが生じます。
- ・新型コロナウィルスの影響により、一部機械の納入が遅れ、工期に遅れが生じます。

【令和2年5月時点のスケジュール】

黄色部：前回まち協スケジュール 赤色部：スケジュール遅れ

工 事	平成30年度												令和元年度												令和2年度											
	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
基礎工事 (杭打設)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																									
本体工事 (翼壁、操作台、扉体、機械設備、土砂撤去等)			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
右岸堤防工事 (操作室、右岸堤防等)													■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
左岸堤防工事 (左岸堤防、仮設撤去工等)															■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

※各工事のスケジュールは、前後する可能性があります。

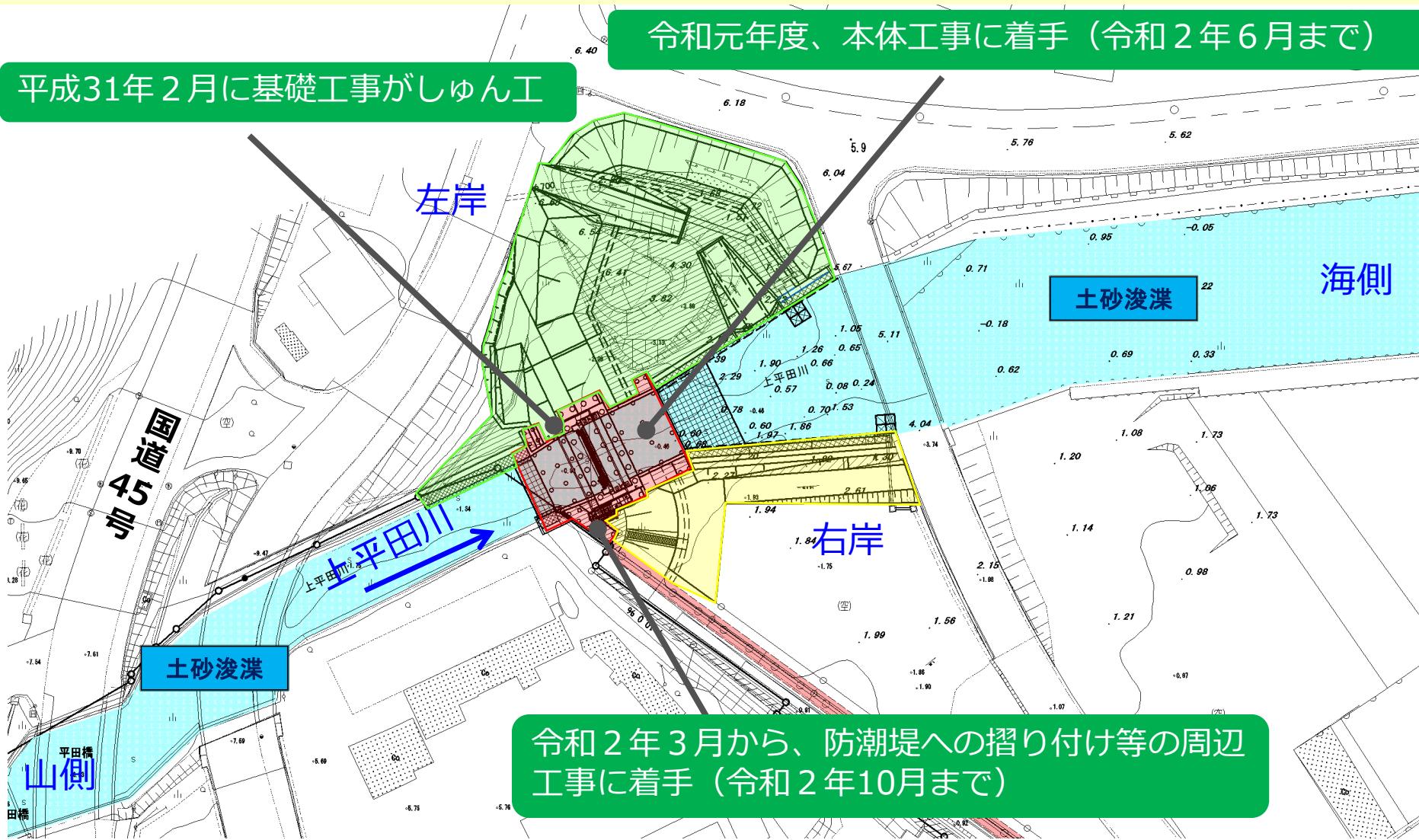
上平田川水門の計画図

■上平田川水門は、最大規模の津波が発生した際に、上平田川からの居住エリアへの浸水を防ぐため、平成29年度より整備しています。

平成31年2月に基礎工事がしゅん工

令和元年度、本体工事に着手（令和2年6月まで）

平成31年2月に基礎工事がしゅん工



上平田川水門の整備状況について

■ 整備状況写真

水門本体部整備状況



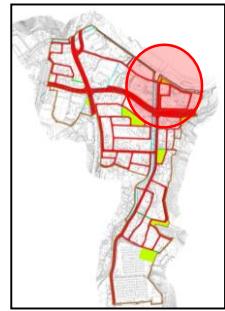
河床部に堆積した土砂等の状況



4. 下平田水門周辺の造成工事について

下平田水門周辺の造成工事 整備内容概要図

- 工事期間中は、車両通行の安全を考慮し、車両を迂回させながら整備いたします。



R 2.6.3撮影



下平田水門周辺の造成工事スケジュールについて

- 下平田水門周辺の造成工事は令和元年度後半から工事着手し、今年春頃の完成予定でしたが、令和2年11月の完成予定となります。

【遅延理由】

- ・令和元年台風第19号被害により、関連する工事にも影響が生じて工程が遅延したため。

【令和2年5月時点のスケジュール】

黄色部：前回まち協スケジュール 赤色部：スケジュール遅れ

工 事	令和元年度			令和2年度								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
整 地 工 事												
道 路 工 事												

※各工事のスケジュールは、前後する可能性があります。

下平田水門周辺の造成工事 工事期間中の通行ルートについて

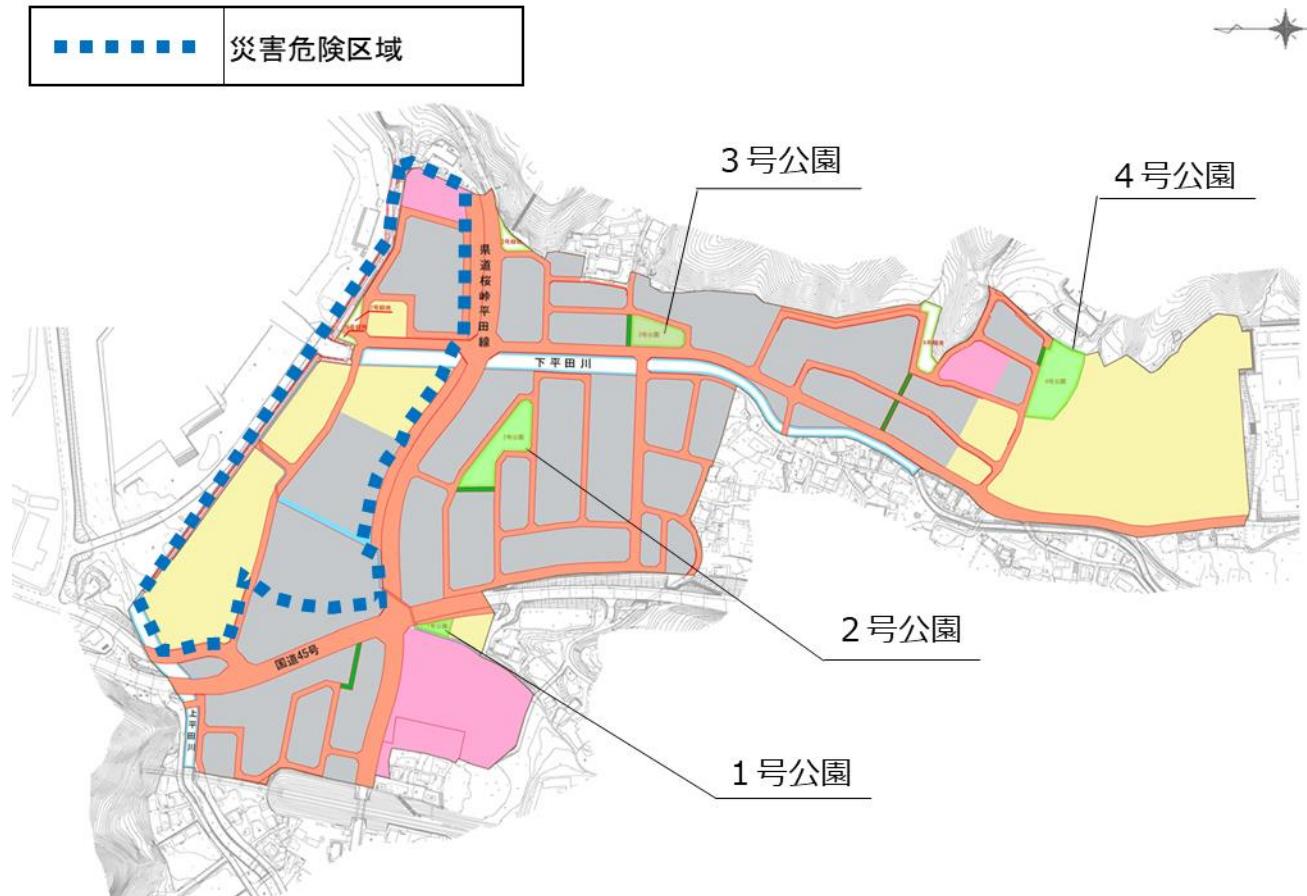
■工事期間中は、以下のような通行ルートとなります。



5. 街区公園の整備状況について

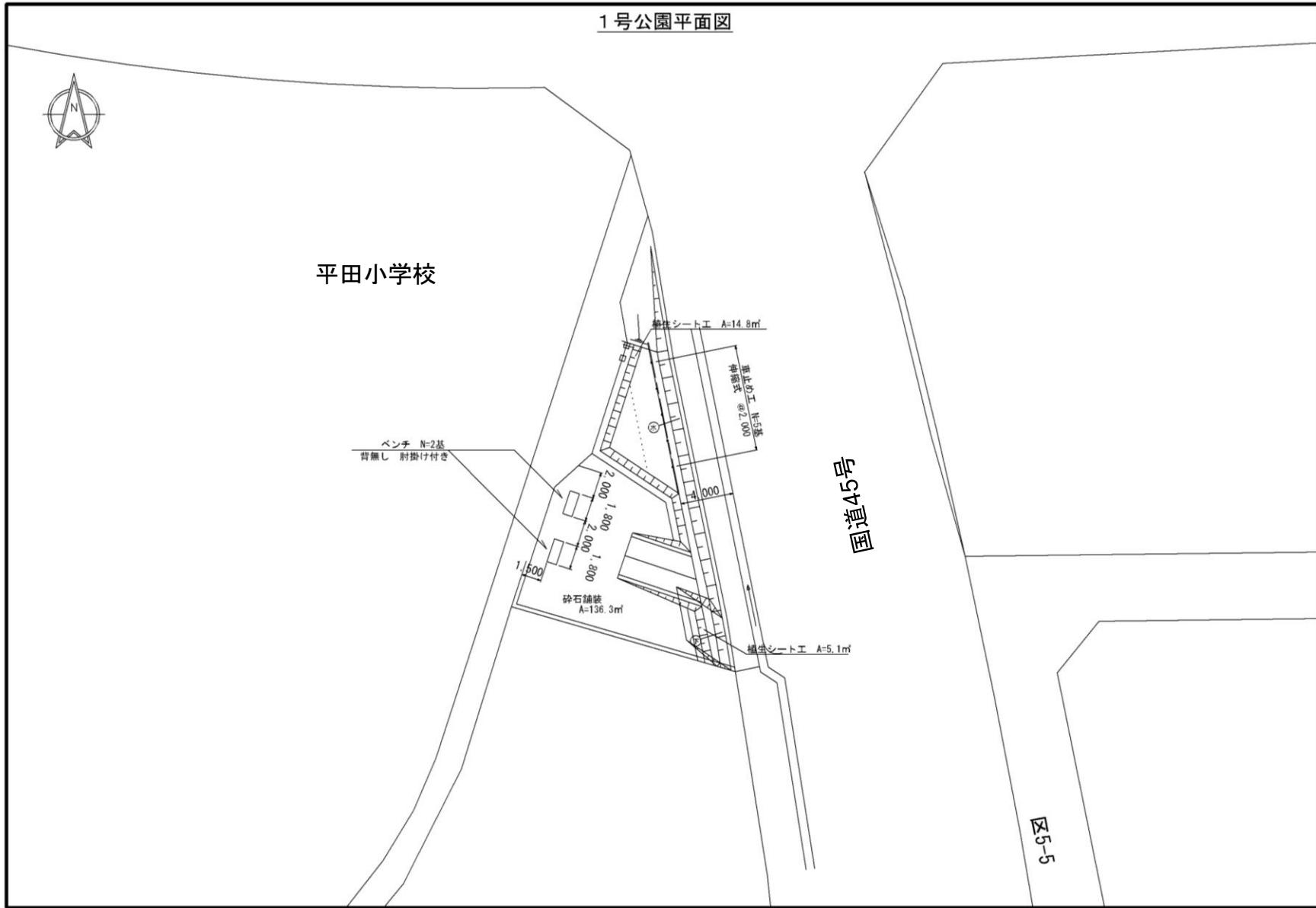
街区公園の整備箇所

○区画整理事業では、令和2年度中に4つの街区公園を整備する計画です。

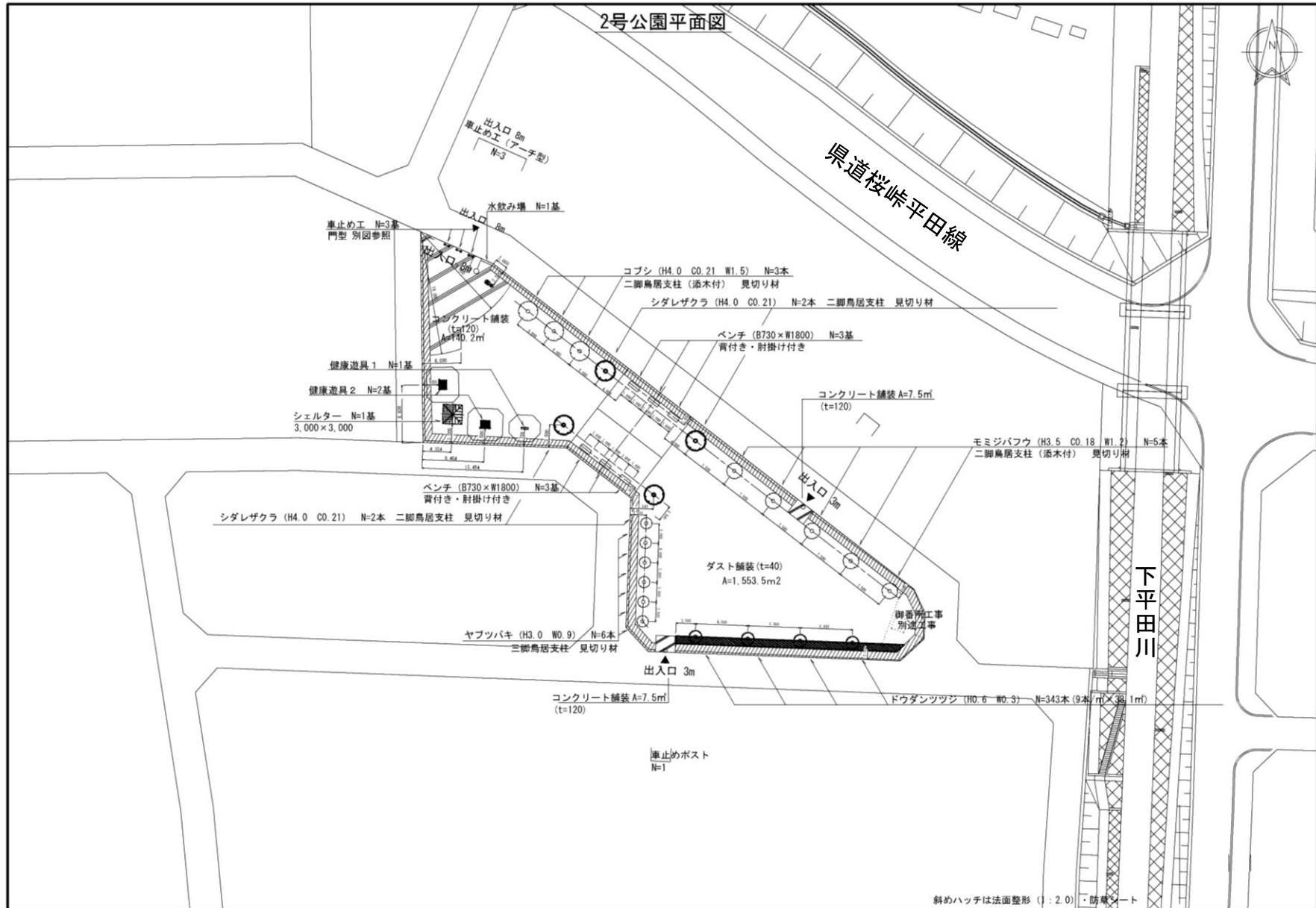


1号公園の整備計画図

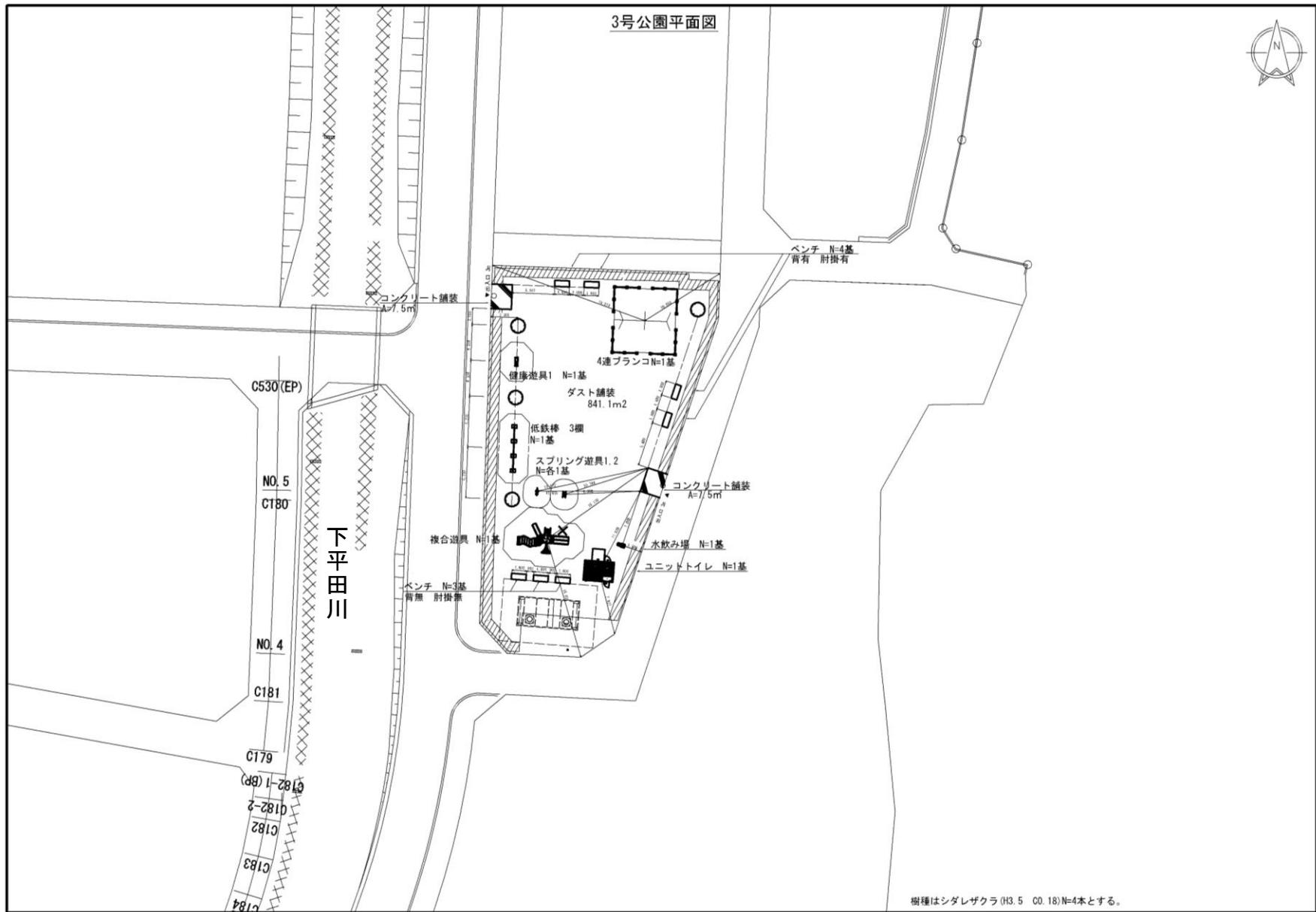
1号公園平面図



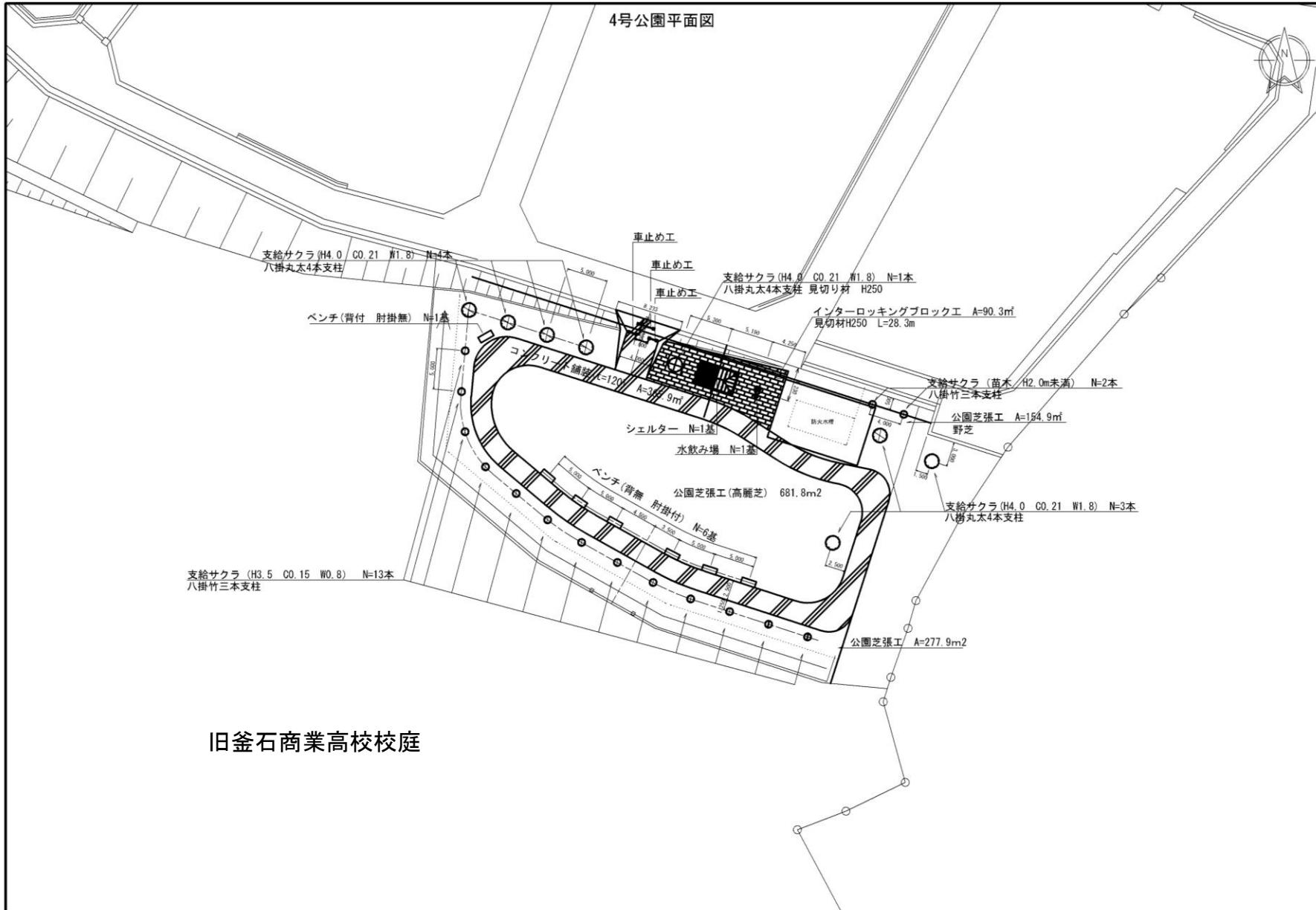
2号公園の整備計画図



3号公園の整備計画図



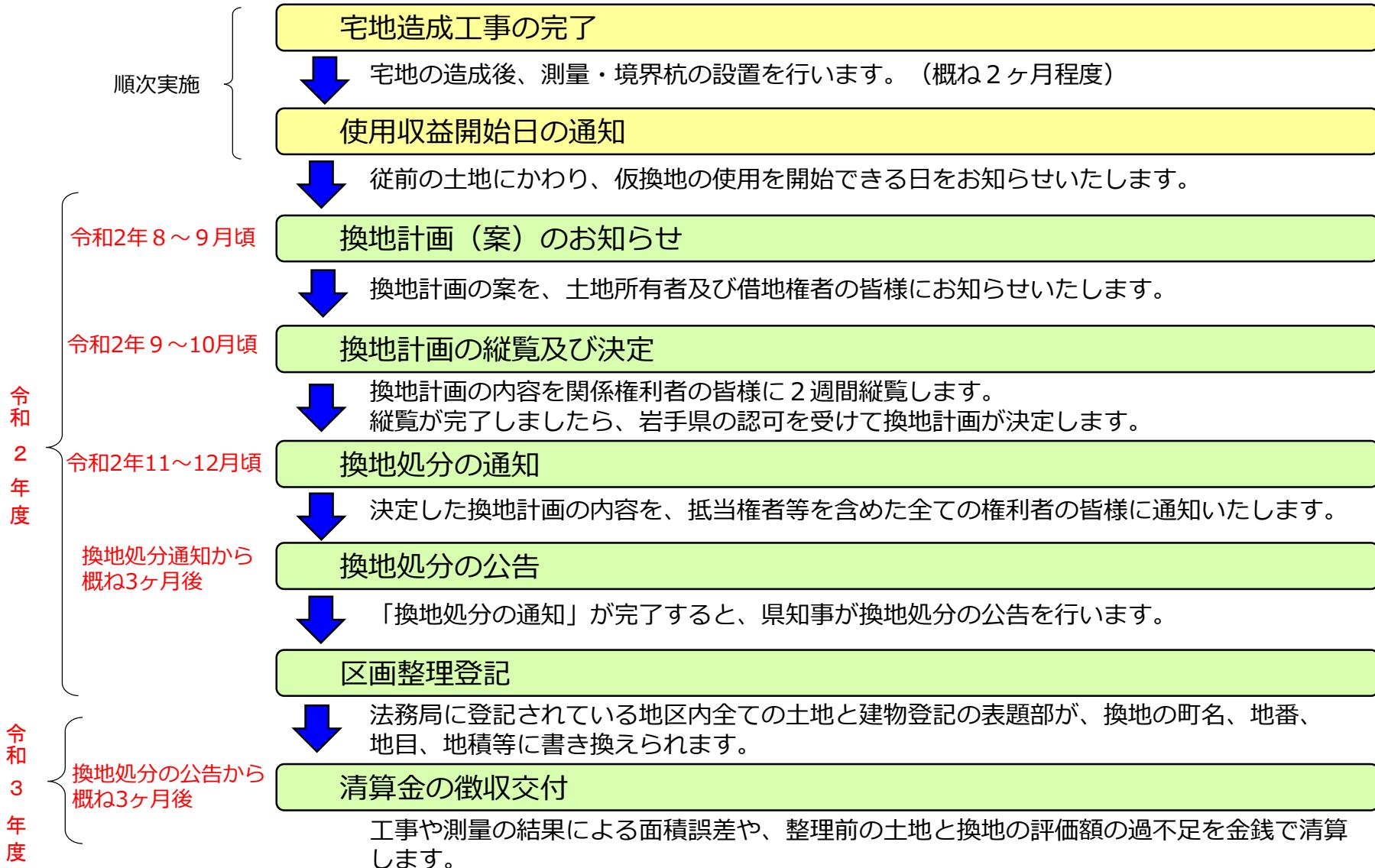
4号公園の整備計画図



6. 土地区画整理事業の換地処分に向けて（今後の流れ）

土地区画整理事業の換地処分に向けた流れ

- 具体的な時期や詳細な内容については、実施時期に関係権利者の皆様にお知らせします。



換地計画（案）のお知らせについて

- 「換地計画（案）のお知らせ」は、換地計画の縦覧に先立ち、換地計画（案）の内容を事前に土地所有者及び借地権者の皆様にお知らせするものです。

換地計画について

「換地計画」とは、整理前の土地と換地（整理後の土地）の組み合わせや、権利関係のとりまとめ及び換地相互間の不均衡を是正するための清算金を定めるもので、具体的な内容は以下のとおりです。

① 換地明細書

整理前の土地と換地の町名、地番、地目、地積、所有権、借地権、抵当権等の権利関係

② 清算金明細書

整理前の権利価額と換地の権利価額及び清算金額

③ 換地図

換地の町名、地番、位置、形状

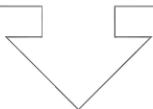
換地計画の縦覧及び決定について

- 「換地計画の縦覧」は、換地計画を決定するために、土地区画整理法に基づいて換地計画を関係権利者の皆様に2週間縦覧に供するもので、縦覧期間中は換地計画の内容を自由に見ることができます。

換地計画決定までの流れ

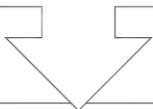
○換地計画（案）のお知らせ

「換地計画の縦覧」に先立ち、**関係権利者の皆様に事前にお知らせ**し、希望者に
対して個別説明を行うものです。



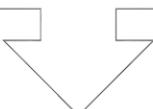
○換地計画の縦覧についての公告

換地計画の縦覧公告文により、**縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間**を公告します。



○換地計画の縦覧

関係権利者のみなさまは、縦覧に供された換地計画について意見がある場合、**縦覧期間内に施行者に対して意見書を提出することができます。**



※ただし、意見書が採択された場合、
換地計画の変更が生じます。

換地計画の決定

換地処分の通知及び公告について

- 「**換地処分の通知**」は、決定した換地計画の内容を、関係権利者の皆様に通知するものです。
- 全ての関係権利者に対して「**換地処分の通知**」が完了した後、県知事が「**換地処分の公告**」を行います。
- 換地処分の公告日以降、土地・建物の登記簿を書き換えるため、2～3ヶ月程度、登記に関する手続きや証明書交付事務が停止されます。

換地処分の効果

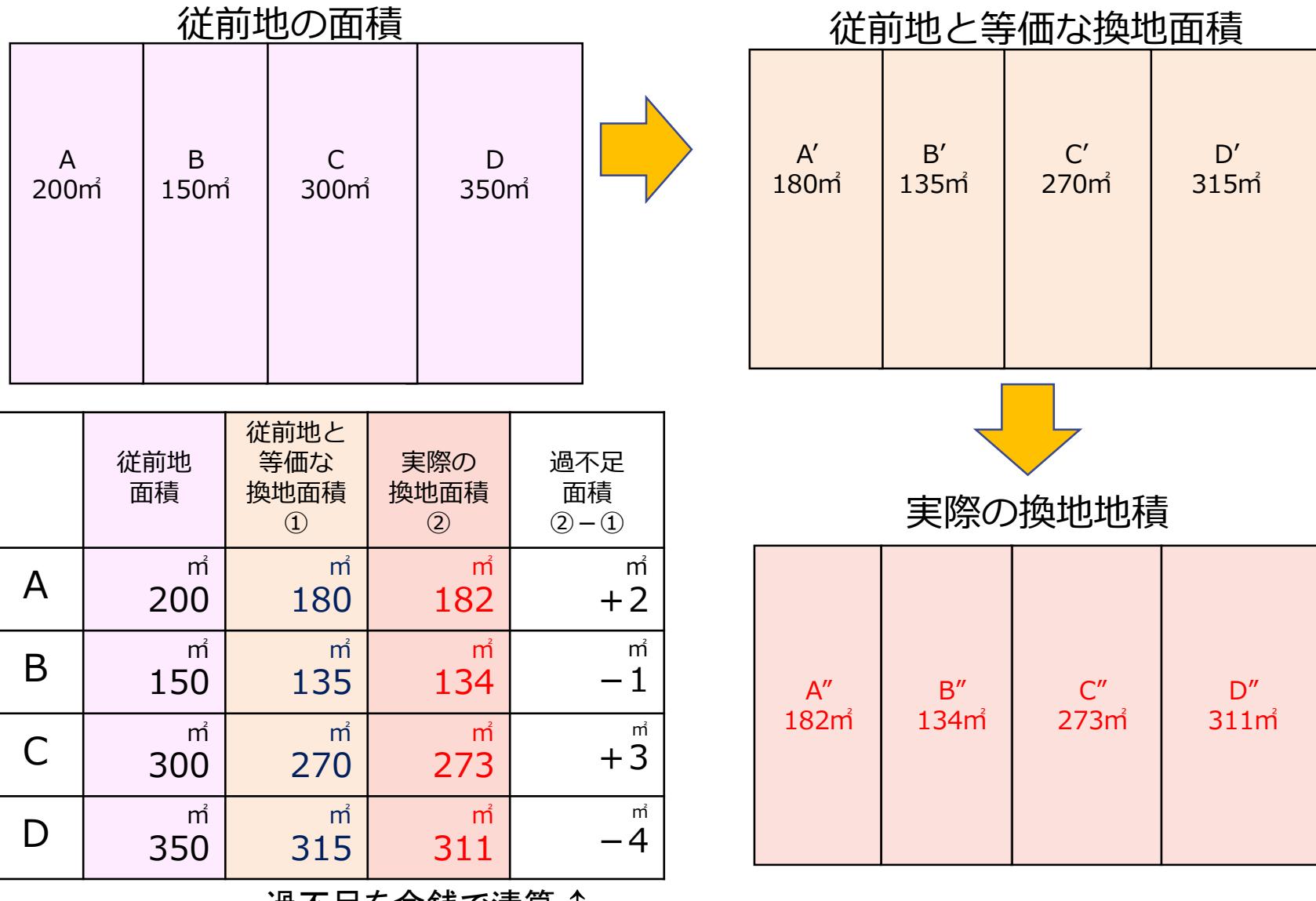
換地（新しい土地）にすべての権利が移行

換地処分の公告の翌日

- ・ 従前の土地の権利がすべて換地に移行します。
(換地を定めなかつた従前の土地の権利は消滅します。)
- ・ 土地の地番が変更されます。
- ・ 清算金が確定します。
(徴収及び交付の手続きは、区画整理登記後になります)

清算金について

- 工事や測量の結果による面積誤差や、整理前の土地と換地の評価額の過不足を金銭で清算します。



住所変更の手続きについて

- 土地区画整理事業施行地区内の**住所**は「**換地処分の公告の翌日**」に変更されます。
- この変更に伴い、運転免許証や預金通帳などの住所を変更する手続きが必要となります。
- 具体的な手続き方法についてまとめた「**住所変更手続きのしおり**」を、変更日の1か月前までに対象者の皆様に配布いたします。

手続きが必要なもの

◎市役所が変更するもの

- ・住民票、印鑑証明書
- ・国民健康保険被保険者証
- ・国民年金・厚生年金受給者の住所
- ・上下水道の住所
- ・土地・建物登記簿の表題部 など

◎対象者の方に変更をお願いするもの

- ・本籍（希望される方のみ）
- ・マイナンバーカード
- ・社会保険証
- ・厚生年金被保険者の住所
- ・自動車運転免許証
- ・電気・電話・ガス・テレビ
- ・預金通帳、生命保険、株式
- ・土地・建物登記簿の権利部 など

鵜住居地区被災市街地復興地区画整理事業に伴う 住所変更手続きのしおり

（鵜住居町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目）

○○年○○月○○日（○）から

住所が変わります。

※住所変更手続きは、変更日よりも前に行なうことはできませんので、ご注意ください。



問い合わせ先

釜石市 復興推進本部 都市整備推進室 区画整理係
☎ (0193) 27-8437 内線157・209・471

本籍の取り扱いについて

- 平田地区における戸籍簿の本籍地は「**土地の地番**」で表す方式となっています。
- 土地区画整理事業の換地処分による本籍変更は次のとおり取り扱います。

- ・ 本籍の変更は**希望者のみ実施**します。
※自動的には変更しません。
- ・ 土地区画整理事業により、消滅する地番を本籍としている方を対象者として、本籍の更正（変更）の申出についてのご案内を送付します。
- ・ 希望される方は、ご案内に同封の「申出書」の提出をお願いします。

【新本籍の表示例】平田町 1 丁目 1 2 3 4 番**地**

固定資産税の取り扱いについて

- 「津波浸水区域内」で対象と認められる土地・家屋の固定資産税は全額又は1/2を減免することとしておりますが、令和元年度以降は復興事業が完了した地区ごとに段階的に課税となります。

○「津波浸水区域内」の課税時期の見込み

平田地区	未使用的 土地・家屋	使用している 土地・家屋
令和元年度	全額減免	1/2減免
令和2年度	全額減免	1/2減免
令和3年度 以降(見込)	課税(減免なし) ※復興事業の進捗状況により減免の継続を検討することを予定しています。	

※詳しくは税務課資産税係にお問い合わせください。

7. 仮設住宅の解体スケジュールについて

平田地区仮設住宅の解体スケジュール

- 平田地区の仮設住宅に入居していた全世帯の退去が完了したことから、下記スケジュールで解体作業を行います。なお解体後は、碎石を取り除き整地いたします。

○「解体スケジュール」

仮設団地	戸数	解体時期
平田 (旧釜商グラウンド)	84	R2.10月～R3.3月
平田第2 (旧釜商野球場)	89	R2.6月～R2.9月
平田第6 (多目的グラウンド)	240	R2.6月～R2.9月

※参考 (R2.5月末現在)

市内全域 仮設団地 20団地 1,283戸
入居世帯数(人) 17世帯 45人

8. 下水道受益者負担金について

下水道受益者負担金

下水道は、道路や公園のように不特定多数の方が利用できるものではなく、処理区域内の方しか利用できません。

この為、下水道の建設費を全て公費でまかなうと、利用できない方も負担を掛ける為、公平を欠いてしまいます。

そこで、下水道整備費の一部を処理区域の方に負担していただくことで負担の公平を図ろうというのが受益者負担金制度です。

下水道整備時期に一度だけ負担していただくことになります。

受益者負担金額は、土地の面積に1m²当たり350円を乗じて算出した額です。

受益者となる方

下水道整備区域内の土地所有者、建物所有者が対象となります。

受益者申告書の提出

対象者には、令和3年2月頃「下水道受益者申告書」を送付します。

受益者負担金の徴収猶予

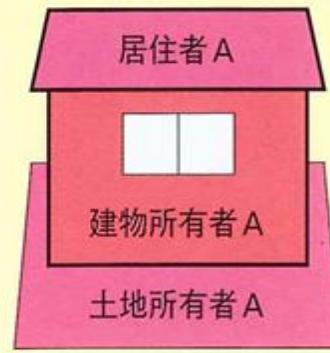
下水道に接続する予定がない土地は徴収を猶予します。

受益者負担金の賦課

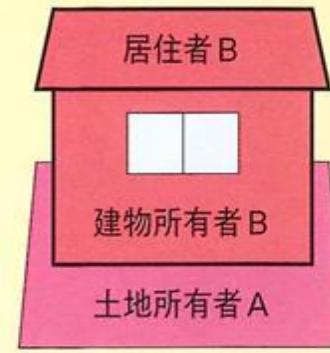
令和3年6月頃を予定しています。負担金は5年で分割し、年4回で納めます。(一括納付可)

【受益者の例】

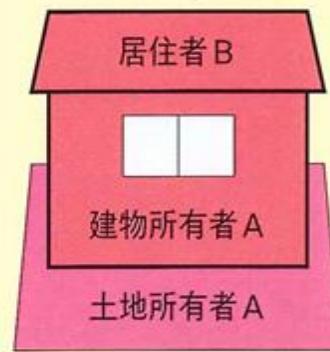
例ー1 受益者はA



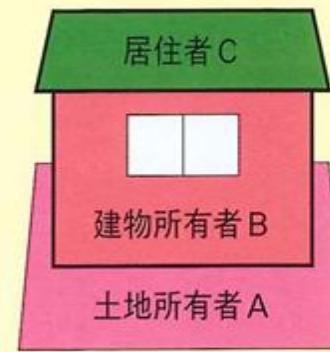
例ー2 受益者はB



例ー3 受益者はA



例ー4 受益者はB



【問合せ先 市下水道課 TEL0193-22-1061】

平田の沢(4)

砂防激甚災害対策特別緊急事業

事業概要

(令和2年6月)



沿岸広域振興局土木部



被害状況



被害状況(市道より上流部)



被害状況(市道より下流部)

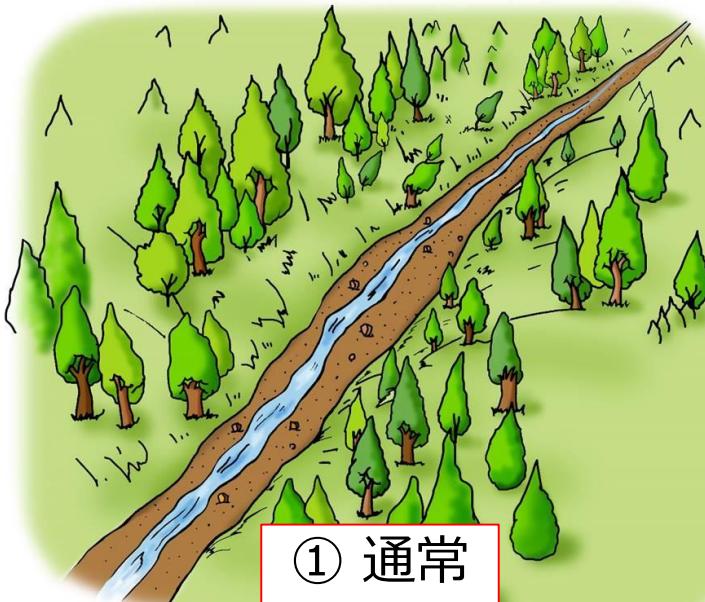


砂防計画

R 1.10.16撮影



砂防堰堤の働き



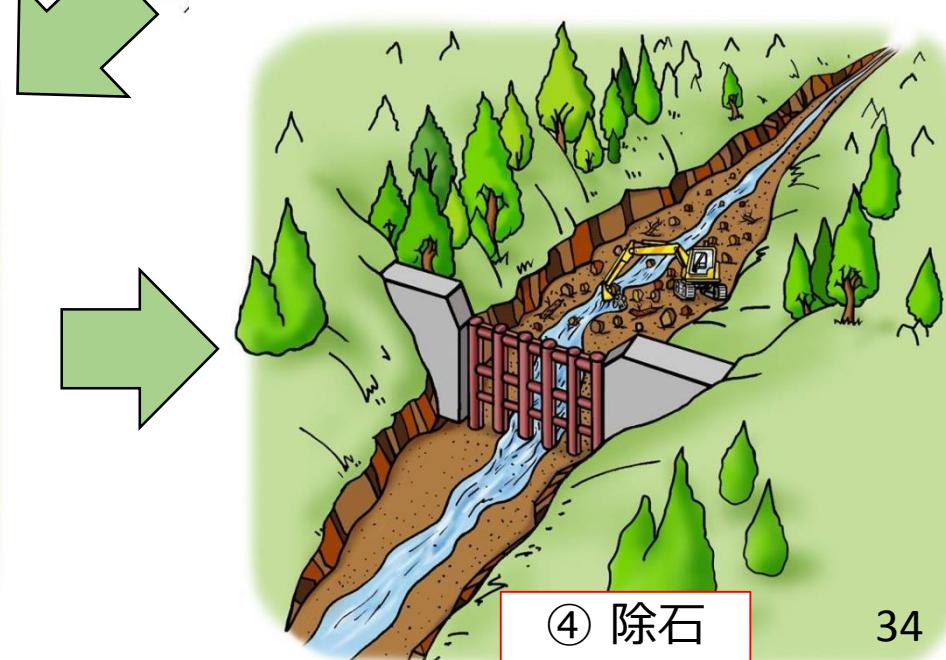
① 通常



② 砂防堰堤



③ 土石流の捕捉



④ 除石

完成イメージ



岩泉町二升石 松橋の沢(5)

スケジュール

内 容	R2	R3	R4	R5
地権者調査	■			
測量	■			
地質調査		■		
設計		■		
用地測量			■	
用地交渉				■
工事				■

- ・ 6月～測量作業を開始し、順次進めていきます。